

平成19年2月1日（木）

於・農林水産省7階講堂

# 水産政策審議会 第29回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会・第29回資源管理分科会

## 1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成19年2月1日 午後1時00分

閉会 平成19年2月1日 午後1時55分

## 2. 出席した委員の氏名

委 員 奥野恒太郎 桜本 和美 福島 哲男 三鬼 楠好

宮原 邦之 山下 東子

特別委員 市山 亮悦 今村 博展 蟹 忠男 川端 勲 熊谷 拓治

近藤 壽榮造 嶋野 勝路 中田 邦彦 本川 廣義

3 . 水産庁側出席者

竹谷漁政部長 山下資源管理部長 香川管理課長 國府資源管理推進室長  
宮原沿岸沖合課長 中田遊漁・海面利用室長 成子遠洋課長 長谷川国際課長 長  
尾研究指導課長 小田巻漁場資源課長 和田増殖推進部参事官

4 . 諮問事項

諮問第 1 1 6 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規  
定に基づく基本計画の検討等について

5 . 議 事

別紙のとおり

6 . 議決の数

出席者全員賛成

7 . 答 申

別紙のとおり

目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 議 事 (諮問事項)	
諮問第 1 1 6 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条 第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について .....	2

(その他)	.....	4
3. 閉 会	.....	1 6

## 1. 開 会

○香川管理課長 ただいまから第29回資源管理分科会を開催いたします。

まず、委員の訃報をお伝えいたします。

本分科会に所属しておられました小林嗣宜委員が1月16日に急逝されました。

この場をおかりいたしまして、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

後任につきましては、7月の改選の際に補充することといたします。

それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員7名中、現時点で5名、後で1名お見えになりますが、出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。

なお、特別委員は14名中12名の方、これも1名の方が後ほどお見えになる予定でございますが、出席されております。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、最初に配布資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、議事次第、それから資料一覧、資料1といたしまして、資源管理分科会の委員、それから特別委員の名簿、それから座席表、それから、その次に資料2がございます。これは農林水産大臣から水産政策審議会会長あての諮問第116号でございます。その別紙が2ページございます。その後に資料2-1といたしまして、「平成18年漁獲可能量の配分総括表（案）」という1枚の表、裏表でございますが、ございます。

それから資料2-2として「さば類の漁獲量（累計）」というグラフがございます。

資料につきましては以上でございますが、もし不足がございましたらお申し出いただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、分科会長で議事進行の方をよろしく願いいたします。

## 2. 議 事

### (諮問事項)

#### 諮問第116号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条 第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

○山下分科会長 皆さん、こんにちは。

それでは、早速ですけれども、議事に入ります。きょう予定されている議事は1つでございます。諮問事項第116号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いいたします。

○香川管理課長 それでは、説明させていただきます。管理課長の香川でございます。

諮問第116号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」説明いたします。着席で説明させていただきます。

お手元の2が諮問内容でございます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

18水管第3491号

平成19年2月1日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 松岡 利勝

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の  
規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第116号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成18年11月10日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

本諮問はまさば及びごまさばの18年漁期のTACの留保分の追加配分について御審議いただくものでございます。

基本計画の変更箇所は資料2の別紙「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画変更新旧対照表」の下線部分にございます。これはその新旧対照表の1ページ目と3ページ目に変更がございます。

内容につきましては資料2-1の「平成18年漁獲可能量の配分総括表(案)」に基づきまして説明をさせていただきます。

資料2-1につきましては表が1ページ目、裏が2ページ目でございます。

資料2-1の1ページをごらんください。真ん中あたり、今漁期のまさば及びごまさばのTACは58万8,000トンとなっております。これは当初配分と漁場形成の変動に対応するための留保分との合計数量でございます。当初配分といたしましては、大臣管理分は22万8,000トン大中型まき網漁業に、また都道府県管理分は裏の方にありますように、東京都、静岡県、三重県等9都県に数量配分をしております。今回、大臣管理分といたしまして、1枚目にありますように、大中型まき網漁業の数量を22万8,000トンから29万6,000トンに、2枚目にごございますように、長崎県の数量を1万6,000トンから2万4,000トンに改定をしたいと思います。

全体の状況でございますが、資料2-2をごらんください。資料2-2はまさばの漁獲の動向でございます。この中で「H18TAC」と書かれた青い横線が当初のTAC数量でございます。一方、茶色の点線、これが今漁期の累計の漁獲量でございます。今回は北部太平洋海域におけるまさば、2004年産まれ主体の漁場形成が比較的良好な大中型まき網とごまさば、2004年産まれの漁場形成が良好な長崎県に対して追加の配分を行うものでございます。

諮問第116号に関する説明は以上でございます。

○山下分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの説明でございますけれども、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

それでは、諮問第116号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山下分科会長 それでは、そのようにいたします。

( そ の 他 )

○山下分科会長 以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に、本日の議題にかかわらず、何でも結構ですので、御発言を賜りたいと思います。

櫻本委員。

○櫻本委員 先日、テレビを見ておりましたら、日本近海のまぐろについてのことが放映されておりました。その内容は、日本近海でまき網が幼魚をたくさん取ってしまうので資源変動に影響を与えているのではないかと。資源の減少に影響を与えているのではないかと、そういう内容でございました。私もそれを見ておまして、資源研究者として大変気がかりになったわけですが、その真偽のほどはともかくとしまして、それともう一点は、最近、まぐろ類は国内だけではなくて国際的な地域管理機関によって管理をしていこうという体制になっております。太平洋におきましても、中西部太平洋まぐろ類委員会が設立されまして、日本も数年前に加盟しております。ですから、日本近海のまぐろ、あるいはくろまぐろについても、そういう国際的な規制の網がかかってくるというふうに考えられますので、日本の国内だけではなく、国際的な視点から見て、今後、まぐろの資源管理というものを考えていかなければいけないというふうに思うのですが、それに対して水産庁側はどういうふうにお考えになっておられるか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○山下分科会長 まぐろの資源管理について、では、お願いします。

○山下資源管理部長 ただいまの御指摘に関しまして、水産庁としての現時点での考え方について御説明申し上げます。

今御指摘いただきましたのは、太平洋のくろまぐろについての資源の管理の問題、あるいは日本近海では漁場をめぐる漁業調整の問題でもあるという問題であろうかと思えます。御承知のとおり、くろまぐろを初め、まぐろ類につきましては国連海洋法条約によりまして国際的な機関を通じて資源管理に協力するというのが国際的な原則となっております。そういった意味で、これまでもほかのまぐろ類につきましては、日本政府として国際機関を通じてその資源管理に鋭意努力をしてきたところでございます。また、国際機関で定められた資源管理の規制の中身につきましては、この水産政策審議会の御意見を伺いながら国内できちんと守るというための制度改正等をやってきたところでございます。

太平洋のくろまぐろにつきましては、ただいまお話がございましたとおり、関係する地域機関といたしましてはWCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会、それといわゆる西経漁

場、東部太平洋の方のIATTCという全米熱帯まぐろ類委員会、この2つの委員会がそれぞれ関係してまいります。現在までのところ、このIATTCにおきましてもWCPFCにおきましても、くろまぐろに関して具体的な資源管理の措置を勧告するにはまだ至っていないという状況でございます。これは、1つはWCPFCの方が発足間もないということもございまして、科学的な議論が若干おこなわれているという点もあろうかと思えます。

そういう中で、この太平洋のくろまぐろにつきましては、我が国が最も漁獲量の多い国に当たりますけれども、我が国のほかにメキシコですとか台湾、韓国等の漁獲もございまして、全体の資源管理を行う上ではそういう漁獲する国、あるいは関係する沿岸国と言いますか、関係する国と協力し合いながら資源管理の中身を検討していく必要があるという状況でございます。したがって、現時点では具体的な国際的な規制を行うに至っていないというのが現状でございます。

一方、先日テレビ報道等がございましたけれども、漁場の漁をめぐる漁業調整の問題及びそれと資源管理に若干関係するような問題が日本近海でも発生をしておる実態でございます。これは最近急に発生したというわけではなくて、もう大分前から、やはり同じようにそれぞれの関係漁業者間で若干の漁業調整問題があったわけでございます。いずれにしても、関係する漁業者の範囲が非常に多岐にわたる、広い、地理的にも、漁業種類の数も非常に多くの漁業種類に関係いたしてまいりますので、資源の状況を踏まえながら、やはり関係者が一堂に会して資源の状況について理解を深め、それから漁場の利用、あるいは資源の分配と言いますか、先取り、後取り等の関係も含めまして、より持続的、合理的な利用を目指した合意形成を今後図っていく必要がある。そういうふうにご検討しているところでございます。国内でのその意見交換が、当然WCPFCやIATTCにおける議論とも関連し合いながら、より合理的、持続的な太平洋くろまぐろの資源の管理、利用に向けて進めていく必要があるというふうにご検討しているのが現状の私どもの考え方でございます。

○山下分科会長 よろしいでしょうか。

○櫻本委員 ありがとうございます。

○山下分科会長 それでは、今村委員、お願いします。

○今村特別委員 日本トロール底魚協会の今村ですけれども、ちょうど資源関係の分科会なもので、普段ちょっと考えていることを申し上げまして、もし国の方でコメントなり、将来に対する何かあれば聞かせていただくと、特になければそれでもあれなのですけれども。



少し前提的な話から申し上げますと、私の理解では、なかなか日本の水産業の衰退の歯止めがかからないということが非常に、まあ一国民ではありますけれども、心配しております、これは日本全部、関係者の共有のことだと思っておりますけれども、それで最近の動きは、役所の方も沖合等は国の直轄ですか、漁場整備とか、国のプロジェクトとしてそういう沖合等も整備していこうということとか、もろもろこの環境変化に合わせて、ことしはたまたま水産基本計画の見直しとか、一斉更新とか、そういう節目の年でもあろうかと思っておりますけれども、前向きな施策が打ち出された始めて非常に心強いところもありますが、少し根本的なところに私、普段思っていることを申し上げますと、やはりいわば私などが言うことではないかもしれませんが、国連海洋法のスピリッツと言いますか、理念は、オープンシーでは、やはりこれは人類の共有財産ではないだろうかということとか、それから世界の主な国々の流れとしては、魚はだれのものかということになりますと、大体が国とか、あるいは国民共有財産とか、そういうことが大勢だと思っておりますし、一方、日本の場合はまだ定かでないと言ったらいいのでしょうか、どういう言い方が的確かわかりませんが、いわば所有者がはっきりしない無主物という表現が当たっているかどうか知りませんが、そういうことになっていて、いずれにしても資源をきちんと管理しながら持続的にやらざるを得ない、どんどん資源状態のこともありますし、これは世界的な趨勢であろうと思っておりますから、そうすると、ちょうど日本も今国会かどうか定かには知りませんが、海洋基本法のちょうど検討に入っていく。こういう流れもあるわけでしょうから、この際はやはり200海里内の資源の有効持続利用のためには、国民の共有財産というふうな概念、これはほとんどそういう国の方が多いのですけれども、そういうふうな日本も思い切って切り替えて、そうすると水産基本法でうたっている水産業の健全な育成、発展とか、国民への蛋白源の供給とか、そういう目標というか、理念等が、それからこの衰退がなかなかとまらない状況もあわせていろいろな仕組みとか手だてとか政策の打ち方も、そういう国民の共有財産ということで持っていくと、日本の水産業の再生もやりやすいのではないかと。こういうふうな普段思っております、そのあたり、いろいろ国の施策も変わりつつあって非常にいいところも多いのですけれども、もしコメント等が国の方からありましたら、よろしく申し上げます。

○竹谷漁政部長 それでは、私から。

○山下分科会長 はい、お願いします。

○竹谷漁政部長 漁政部長でございますけれども、今の今村委員から御指摘の点ですけれ

ども、もちろん日本も国連海洋法条約に加盟、批准しているわけですので。そういった意味では世界のほかの国々と同じように、海洋におきますところの水産資源について、人類共通の財産であるという認識、あるいはさらに言えばそういうところから始まりまして、日本の200海里については日本は沿岸国としてしっかり管理をするという観点での法制度を仕組んでおりますので、いわゆる水産政策、あるいは水産資源の管理ということでは、理念的には今村委員御指摘のようにいわば国民の共有の財産という位置付けというふうに考えております。また、そういう考え方のもとに政策も組まれているわけですから、沖合域の漁場整備などは国が直轄でやったりとか、あるいは沖合域を中心に操業いたしません漁業については大臣許可漁業にしたりとか、そういったような政策を組んでいるわけですので。

他方において、日本の法制の中で今、今村委員が御指摘のように、水産物、あるいは魚を「無主物」と書いているのかという点ですが、別に魚を「無主物」と書いている法律があるわけではないのですね。そういう法律はありません。それはちょっと誤解だと思います。ですから、例えば水産行政の各種の法律の中で魚は無主物だというふうに規定している法律が具体的にあるわけではないのです。ただ、他方、私法秩序における一番基本的な法制である民法において無主物先占という規定がございます。これはだれの所有に属するかわからないものについては最初に見つけた方の所有になるという、そういう法制度、無主物先占の規定がございます。それは所有権を定めるための1つの法制度としてあるわけです。

これは元々はフランスの民法制度から導入しておりますので、したがって、これは要するに所有権を、目の前にある実際の具体的な魚1匹なら1匹、あるいは釣り上げた魚なら釣り上げた魚というものがだれの所有に属するののかというそういう所有権の秩序を定める考え方においてだれにも属さないもの、海から拾い上げた1匹の魚については、あるいは川から拾い上げた1匹の魚については、これは釣り上げた人のものであるという、無主物先占であるという考え方です。これは日本もそうですし、先ほど申しましたようにこの法制を取り入れたフランスなどの多くの大陸法の国々はそういう考え方でこの法制度を仕組んでいるわけです。

ですから、目の前にある魚について無主物として、そしてそれを最初に見つけた方の所有物にするというその所有権秩序の話と、それから政策理念として、水産資源をどう持続的に利用していくか。その場合にいわば国民共有の財産だという理念に従ってどう利用していくかという話とは相矛盾するわけではなくて、それぞれが政策理念の方と、それから

所有権秩序の方とというふうに分かれて、まあ二重構造的であるというふうに御理解いただきたいと思います。

また、それは従来からも変わっていないわけですし、海洋法条約に入ったところより一層明らかになっているわけですし、現状においても、また今後においてもそういう考え方のもとに整理されていくというふうに認識しております。

○今村特別委員 水産物、魚が無主物だと書いていないということはよくわかっておりますし、要するに、私がちょっと申し上げているのは、やはり所有権の問題もこの際、水産物は世界の大部分はほとんどがやはり国民の共有財産だということが一番妥当ではないか。特に資源は有限資源で、持続的に利用しないと資源が枯渇したりしてしまう。そういうことでありますから、やはり水産物は法律上、ちょうど切り替える時期に来ているのではないかと思うのですね、やはり国が管理して、水産物の、それは国民の共有財産だと、そういう概念に切り替える時期に、それをやらないと根本的な日本の水産業の再生になかなか政策とかいろいろなことが打ちづらい。そういうこともあって多くの国がすでに、国もしくは国民の共有財産と、そういう理念に則っていろいろな手だてと言いますか、法整備からいろいろな措置を講じられるということがもうほとんど大勢になっておりますし、そういう延長線から行くと、先ほど沖合の国の直轄プロジェクトでというのも、まあ延長線の解釈から行けばそういう流れになっていくようにも期待もしたいし、そういうことで行くと、よく最近話になっているITQへの移行なども目標を持って、そういう国民の共有財産ということになると、国が資源を管理しながらいわゆる自立に向けていくということになって、ITQの導入などもやりやすくなるのではないか。将来課題というか、ビジョンと言いますか、そのあたりはこの際、切り替える時期に来ているのではないかということをおっしゃったわけでありまして。

○山下分科会長 宮原委員。

○宮原委員 今村委員のお言葉に反論するわけではございませんが、基本的に無主物であることがどうして悪いのか、その辺の位置付けがよくわからないのですが、国民共有の財産とするならば、だれが管理をするのかといった問題も出てくるのではないかというふうな気がいたします。今、初めて伺ったお考えなものですから、整理はされておきませんが、

それからもう一つ、ITQのお話が出てきたので、これについては欧米の例を見てみますと、寡占化につながる例が多いということをよく聞いておりますので、個別割当制度があって、それ今度は譲渡ができるという、トランスファーできるというITQになりますと、

それは売買されるということで、資源管理そのものはTACの中でやられるわけですから問題はないとしても、今申したように力のある企業が寡占化するという可能性も出てきて、我々漁村の発展ということで、均衡ある国土の発展ということをおもは言っておりますので、そういうふうに寡占、独占のような可能性のあるITQというものをにわかにここで御主張されるのはいかがかなというふうに反論申し上げます。

○今村特別委員　ちょっといいですか、私は反論するために言うのではないのですけれども、私はやはり日本の今の水産業は、生産、漁船漁業も含めて、加工、ずっと衰退してきて、いろいろ手は打ち始めているけれども、現状がなかなかとまっていないということで、この生産力とか自給力とか、そういう生産手段、それから地域の沿岸漁業、そういうこと、全体的に歯止めがかかってもうけ出して、自立に向かって、自力で代船建造もバンバンやるとか、いろいろ新しい芽が出て、もうそういうふうになっていけば私はそんなにしつこくいろいろ言わないのですけれどもね。現状、私の認識では日本の水産業の衰退がとまらない。それで元である資源の管理というのも、そろそろやはり所有というのは国民、あるいは国民の代表である国ですね。国がやはり管理してやるのが世界の趨勢でもありますし、国連海洋法の基本理念でも、オープンシーは人類の共有財産ということでありますし、昨今の資源状態を見ても非常に管理が厳しくなって、それでなおかつ、よほどしっかりした母体で資源管理していかないと、1つの産業としても成り立たないということもあるわけで、ちゃんと資源管理をすれば魚の場合は持続的に再生産が効く資源ということでもありますから、やはりそろそろ時期的には国が管理するのが望ましいのではないだろうか。その中で手を打っていく。

ITQの場合にはいろいろな国によって、日本は相当前から水産業はありますし、いろいろな形であるわけですから、日本に一番合った、沿岸に対しては沿岸なりに適したITQも含めた政策を総動員してやるし、沖合以遠についても、またそういう意味では柔軟に考えていけば、打つ手は日本流によく検討して、日本に一番合ったやり方でやっていく。

ただ、今、宮原委員がおっしゃったように、やった例と国の例では確かに一旦は寡占化していく、これは経済原則の流れもありまして、そういう面は出てくるのですね。それはだから、人の知恵と仕組みで調整しながら日本に一番合ったいいやり方でやっていって、全体の水産業が生産、加工、流通も含めてやはり自立産業に向かっていって、水産基本法の理念が実現するような流れになっていく、ちょうどいい時期に来ているのではないかと、先ほども申し上げました海洋基本法もそういう国全体として海洋基本法を検討していこう

と、こういうことにもなっていますし、そういう意味です。メリット、デメリット、ITQについては当然あるわけですがけれども、日本流によく考えて、そろそろ目標を持ってやったらいかげんでしょうかと、これは私の個人的な考えであります。

以上であります。

○山下分科会長 ありがとうございます。

はい、竹谷部長、お願いします。

○竹谷漁政部長 今村委員がちょっと誤解なりされているのではないかと思いますが、政策理念としていわば国民共有の財産という、政策理念を出すということですね。それは日本は国連海洋法条約を受け入れていますから、あるいはまたその中で200海里以内は沿岸国が管理するという位置付けになっていますから、そういう政策理念としてはあるのだと思いますね。ですけれども、そういう政策理念を、では次に法律のレベルで書くのかとか、あるいは例えば基本計画で明らかにするのかとか、あるいはそういうふうなことを明らかにしないまでも、1つの政策の方向付けとして受け止めていくのかとか、それはいろいろな選択の余地はあると思います。

その議論と、それからやはり今村委員はわかっていらっしゃるとおっしゃいましたけれども、目の前にある魚はだれが所有するのかという、そういう私法秩序の話は別なので、私法秩序のところはなかなか民法のルール全体ですから、ほかに類似しているものと同じような無主物先占のルールというのはなかなか変えがたいものがありますし、他国の法制も同じなですね。そういうものがあって、それとは別にわざわざ水産資源を国の財産だと位置付けるとか、あるいは何らかの共有財産だと位置付けるといふ法制をつくるということはちょっと相矛盾しますので、必ずしも所有権立法に抵触するような形での法制というのは必要ないというふうに考えております。

ただ、政策理念としてどの程度の形で、どういった形で明示するかという論点はあるかとは思いますが、そこはぜひ御理解をいただきたいと思っております。かえって私法秩序に踏み込むような形での法律の規定を設けるといふことは、現場で魚はだれの所有に属するのかということについて非常に混乱を招くことになるので、それはちょっと無理だといふふうに考えているところです。

ITQについての議論はまさにメリット、デメリットいろいろあるところでございますし、また日本の漁業秩序に応じたいろいろな問題点というものをよく吟味しながら考えていかなければならない問題だといふふうに水産庁としては受け止めております。

○今村特別委員 わかりますけれども、言っているというか、やはり法律とか規制とかいろいろなのは日本国民のためにあって、人間のためにあるわけですから、環境が変化すればみんなのためになるように規制とか法律とか、そういうものも変えていくのが我々、何と云うのですか、人間の知恵というか、環境変化に合わせるのがむしろ正しいのではないかと思いますけれどもね。昔決めたものがいつまでも環境変化で、全部国民のためになっているかどうかということは、やはりよく検討しなければいけないのではないかと思います。

○竹谷漁政部長 ええ、政策理念としてはおっしゃるとおりだと思いますが、目の前にある魚がだれの所有に属するかのルールはちょっとなかなか変えがたいと思います。

○山下分科会長 今、來田委員から手が挙がっているので、発言をしていただこうと思います。

○來田特別委員 大変レベルの違う話で恐縮なのですが、私ども、水産庁から助成金を頂戴いたしまして釣りインストラクターという、いわば釣りの指導員をつくっております。そこで指導員養成に当たって新しく指導員になる皆さんに言うておりますのは、公有水面での魚は無主物なのだ。これをとらえることに対する制限というのはないのだよ。けれども、実際上は国民すべての共有財産なのだから、それを大切にしようねと、そういうスタンスで話をしておりますし、一方で例えばこれだけ水産資源が少なくなってくると、これに対する環境負荷と言いますか、魚を取ることに對する応分の何かの負担もしなければいけないのではないかというふうな議論がしょっちゅう釣り人の間では起こっております。それを積極的に進めようと思いますと、公有水面での無主物を採捕する自由というのが阻害されかねない形になってくる。悩みはそこらのところですが、やはり私も岸辺で魚を釣るささやかな市民としては、基本的な無主物を採捕する自由というものを確保していきながら、前の方向に進めていけたらなど。それには国民的な資源、資産であるというふうなことを括弧付きで付け加えて説明するしかないかなと、そんな考え方でおりますので、とりあえず御報告だけさせておいていただいております。

○山下分科会長 ありがとうございます。

それでは、この分科会は資源管理分科会でございますが、普段話をしないような話題かと思っておりますけれども、しかし日本の水産資源をどういうふうに使っていくか、あるいはどういうふう管理していくかという根本の議論でもあったかと思っております。

それでは、これ以外のことで何かございましたら、市山委員、お願いします。

○市山特別委員　せっかく北海道から来て30分で帰るといのは気がひけるので、この機会に資源の管理のことで、全く今までの話と違うのですけれども、日本海の北部のすけそうの件でちょっとどなたかに、課の担当の人にお伺いしたいのですけれども、日本海のすけそうの北部の生息エリアというのは間宮海峡近くまでかなり分布が広くあるのです。ただ、産卵場所として指定しているというよりも、産卵場所と言われている場所が北海道だと桧山沖が若干、それから岩内沖が若干。生息している範囲が、あそこは北緯43度ぐらいだと思っただけけれども、47度ぐらいまでずっと広範囲に生息している。かつて、北海道、日本海で一番いい漁場であろうという武蔵堆が、御存じのように韓国船が何年もあそこは底びきを引いて、日本の船とまた違って乱獲ですから、制限も何もなくやったものですから、漁場がほとんど荒らされたということで地元の人は見ているわけです。これは国際漁業のような形で、対韓国と日本の水産庁が一生懸命交渉して、ここ3、4年ぐらいたちますか、5年ですか、日本へ来られないようになった。大変喜んではいるのですけれども、資源は確かに減っているのです。そこで水産庁はこの少ない資源を持続的にひとつ生産させようということで漁獲可能量、いわゆるTACを決めて、毎年、毎年漁師と、交渉しながら、長く商売したらいいだろうということでTACを決めてきているのですけれども、その問題が、産卵場所が少ないのに資源を全然取らないということであればいいのだけれども、取らないと商売にならないものだからやはり取っていく。それとのギャップがあり過ぎるのではないか。ですから、国際的に公表して韓国船には行ってもらったのだけれども、その荒廃した漁場を再生するというようなことが国際的に公表した後、水産庁として横断的にあの場所を、ひとつ荒廃した場所を何とか復活させようというような話が今までにあったのか。それから、今まではなかったのだけれども、今度は1年、1年、特に前の長谷さんでも國府さんでもわざわざ北海道まで行ってこのTACを、持続的に資源を生産させようということで苦労しているのだけれども、取らせない方法に行っても、やはり増えるという要素が全然ないものですから、そのことを幾らかでも話題として横断的にお話をしたことが水産庁としてあるのかどうか、ぜひひとつ聞いておきたいなと思ひまして、どなたでもいいですから、ひとつ。

○山下分科会長　北部すけそうのことですが、國府さん、お願いします。

○國府資源管理推進室長　資源管理推進室の國府でございます。

　お話の趣旨は、1つは、要は韓国船等で荒らされた武蔵堆について何らかの整備をしてもう少し、今、産卵場所が桧山沖に若干、それから岩内沖に若干しかないものですから、

かつての大きな産卵場所である武蔵堆を復活できるような話ではできないのかという御趣旨だと思いますけれども、現在のところ、基本的に武蔵堆を公営事業で復活しましょうみたいな具体的な話は多分水産庁で検討しているとは思いますが、ただ御存知のとおり、今回、漁港漁業整備法を改正いたしまして、直轄事業的な話もやっております。当然、科学的にどうやれば産卵場所がうまくいくのかというような話について裏付けをとりながらの話になるとは思いますが、地元と北海道等の御要望があればそういった話を進めていくのもやぶさかではない。

科学的にこういう事業をこういうふうにやれば大丈夫だろうというやはり科学的データの裏付けは必要だと思いますけれども、こういうことをやれば武蔵堆が復活するというような、そういったデータは今のところまだないのではないかというふうに思っております。ただ、全然目がないというわけでは、当然そういったデータがそろって復活しようという話になれば、そういった話も当然出てくるというふうに理解しております。

○山下分科会長　どうぞ、市山委員。

○市山特別委員　前向きな話を聞きました。これは地元へ帰って、北海道にはこのすけそうだらを取る漁法の中に底びきと刺し網と釣りがあつたのです。どれが多く取つていふとか、少なく取つていふかという、そんな問題よりも、どの魚種も生き残るとしたら、資源管理というのも大事だけれども、資源を増やすということをやはり一体になつて考へていかなければならないなというよふな思ひの中で今話を聞いて、ぜひ北海道へ帰つてから三者一体になつてやはり持続的に生産できるよふなことをしたいなと。

私、なぜこういうことを話をするかという、水産基本計画の見直しの中に資源回復計画があつて、過去に兵庫県の丹波沖、ここでずわいがにの資源が枯渇するということで産卵漁場をつくつた経緯があつて、私たち、それで写真を見せていただいたのです。何年たつたのか私はわかりませんが、ずわいがにで当時より1.7倍の量になつていふ。それから、副産物で、ずわいがににだけだと思つたら、あかがれいが1.5倍になつていふよふな話を聞いて、これはどちらにも酷な話になるのだけれども、よくよく聞いたら産卵場所は底びきも引かれな、籠も入れられな、網もやられなという、そういう場所をつくつたがためにやはり一石二鳥と言ひますか、よくなつたという経緯があつたので、全部漁場にしようとするれば、それは先細りするし、思ひ切つてそういう大きい計画を持てば、それはやはり増やすことも可能なかなと、こんなことを思ひながら、ひとつこれから私たちが沿岸の漁師としてみんなで声を掛け合つて、水産庁に働いてもらいたいなと、こん



なことも思いながら今お話をしたのですけれども、よろしくひとつお願いいたします。

○國府資源管理推進室長 実は、私は昔その漁場整備を担当していたときに例の山陰沖のずわいがにの魚礁について関与したことがあるのですけれども、あれの考え方自体が、産卵場所に魚礁を設置して、中は取らないようにする。ただ、その染み出し効果について、染み出したものについて取っていかうというような考え方で整備していった。そういった積み重ねがあって、今回、漁港漁場整備法を改正して、ああいったところで直轄事業もやってみようというような、広域的な漁場整備に資していきましょうということになっているということでございます。当然、武蔵堆の方にもそういう機運が高まり、皆さん、そういうデータが集まれば、そういう話も当然出てくるのだというふうに考えております。

○山下分科会長 それでは、ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、來田委員。

○來田特別委員 私ども釣り人の話をなかなか聞いていただける機会がありませんもので、この際にちょっとお聞きいただきたいと思うのです。

ということは、今、漁業者の皆さん方と、それから遊漁者との話し合いの場づくりというテーマで海面利用室あたりでいろいろと御計画をお進めで、中身はローカルルールづくりということが主眼であろうと思います。その中で、いわゆる海面利用の調整というのが主な切り口でしょうけれども、そればかりではなくて、私たちはいつも思いますのは、産卵期の魚の採捕、この地域は何月から何月までやめようではないかとか、そういうふうな資源管理の部分まで含めたいろいろな御相談をできる場であったらいいなというふうに思っておりますので、その辺もお含みおきいただけたらありがたいと思います。

それから幾つかございまして、そのほかに、次回のテーマになるとと思いますが、さけの試験採捕について、これは今、試験採捕をなさっている河川というか、漁業組合さんが幾つかあるのですが、今現在では非常に、法的には難しいところをきわどい線でクリアしていただいていると思うのですが、これの運用についてももう少し柔軟な方向性というものを将来的にお考えいただけないだろうかというお願い。

それからもう一つは一昨年2月にこの席で少し提案させていただいたのですが、漁業法の内水面の増殖義務のところへ環境管理ということもつけ加えていただいて、それに対してやはり釣り人として、自分たちが心得なければならないことは当然のこととして、地元は何らかの経費をお渡しすることで、負担しなければならないのではないかという考え方で提案させていただきました。その後の進捗状況をまた機会があればお教えいただけた

らと思います。

大体そういうことなのですが、あとはこれも内水面の問題について、水産庁、農水省と環境省とで合同でおつくりいただいております外来生物の問題なのですが、私ども釣り人が積極的にバスの防除に取りかかろうとしますと、いろいろな法律上の問題が生じます。現実問題として、今指定を受けておる魚種と、それから防除の指定の場所は6個所に過ぎないわけですがけれども、やはり外来生物がいてはならない場所というのを合意形成してもう少し、少しずついてはならない場所を増やしていく、そういうふうなアクションを起こすべき時期に来ているのではないかというふうに考えますので、それに対する柔軟な扱いを環境省とお図りいただけたらありがたい。こういふふうなことでございます。

以上です。

○山下分科会長 ありがとうございます。

今4点ほどお話がございましたけれども、今お答えいただけることはありますでしょうか。

○宮原沿岸沖合課長 沿岸沖合課長です。

1つは地域のルールづくりの話ですがけれども、これはもちろん単なる調整だけの話ではなくて、資源保存の関係で取り入れるべきものがあれば入れていくべきだというふうに考えております。

それから、さけの試験採捕の話については、これはちょっと難しいので、御要望として受け止めさせていただきます。

それから、内水面の経費負担の話についても、これも法律的に難しい話がまだまだ検討中のところがございまして、次回までにもう少し具体的に進捗状況については御報告させていただくことにさせていただきたいと思っております。

それから、難しい話ばかりで申しわけないのですがけれども、外来魚は議論が大変多い案件でございまして、これは今、現状を定着させるのに必死になっている状況にございまして、すぐ防除地区を増やせという話については一応御要望としては、御意見としては承りますが、なかなかこれもすぐ取り組める問題ではないというふうに考えております。

○山下分科会長 たくさん宿題になったのですがけれども、よろしいですか。

○來田特別委員 はい。

○山下分科会長 それでは、ほかにはいかがでしょうか……。

では、事務局からは何かありますでしょうか。

○香川管理課長 次回の資源管理分科会についてでございますが、次回の分科会につきましては「海洋水産資源開発基本方針の策定について」（諮問）等を議題に、3月8日、木曜日に開催をいたします。総会と同時開催になりますが、現在、出欠の確認をさせていただいております。

なお、本日はこの後、この会場におきまして一斉更新小委員会が開催される予定となっております。そちらの方に所属される委員の方々は一度退席を願いまして、会場設営が整い、委員がそろい次第始めることとしたいと思っておりますので、しばらくの間、御休息をお願いをいたします。

以上でございます。

○山下分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

### 3. 閉 会

答 申 書

1 8 水 審 第 4 4 号

平成 1 9 年 2 月 1 日

農林水産大臣 松岡 利勝 殿

水産政策審議会

会 長 小 野 征 一 郎

平成 1 9 年 2 月 1 日（木）に開催された水産政策審議会第 2 9 回資源管理分科会におい

て審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第116号      海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条  
第7項の規定に基づく基本計画の検討等について